

## 川越市サービス付き高齢者向け住宅登録事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第3章の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事前協議)

第2条 法第5条第1項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けようとする者は、法第6条第1項の規定による登録の申請（以下「申請」という。）の前に、別に定める事前協議を行わなければならない。ただし、法第5条第2項の登録の更新にあつてはこの限りではない。

2 申請は、前項の事前協議の後及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた後（各項に規定する確認が必要な場合に限る。）に行うものとする。

### (登録の申請)

第3条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第4条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書には、共同省令第7条に定める書類のほか次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 加齢対応構造等のチェックリスト（様式第2号又は様式第3号）
- 二 入居契約のチェックリスト（様式第4号）
- 三 共同省令第8条かつこ書きに該当する場合にあつては、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（入居者等が必要な時間に自由に利用できる部分であり、通路等及びサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等と共同で利用する部分並びに専らサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等が使用する部分は含まない。）の場所及び面積を記載した平面図（共同省令第7条第3号の各階平面図に記載がある場合は不要）

四 入居契約約款と別様式である場合にあっては、高齢者生活支援サービスの提供に係る約款

五 基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し(各項に規定する確認が必要な場合に限る。)

六 その他市長が必要と認める書類

- 2 共同省令第7条第9号の誓約する書面は、様式第5号によるものとする。
- 3 共同省令第7条第11号の誓約する書面は、様式第6号によるものとする。
- 4 第1項の申請書及び第2項の添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(登録の更新の申請)

第3条の2 法第5条第2項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録の更新の申請をしようとする者は、前条第1項に掲げる書類(第1号の書類にあっては、従前の登録から変更がない場合は、その写し)のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 更新申請チェックリスト(様式第1号の2)
- 二 基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請の添付図面の写し(各項に規定する確認が必要な場合に限る。)

2 第1項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(登録の基準)

第4条 登録の基準は、次項に規定する場合を除き、法第7条第1項のとおりとする。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)施行日の前日までに建築工事が完了した建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る登録が行われる場合の各居住部分の床面積は、法第7条第1項第1号及び共同省令第8条の規定にかかわらず、20平方メートル以上とする。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合で、かつ、埼玉県有料老人ホーム設置運

営指導指針における介護居室の床面積の算定方法に準じて算定した床面積が  
13.2平方メートル以上の場合は、この限りではない。

- 3 規模の基準等の取扱いについては、川越市サービス付き高齢者向け住宅登録基準の取扱いに係る指針(平成23年10月18日建設部長決裁)による。

(登録等の通知)

第5条 市長は、第3条の登録の申請が前条の基準に適合していると認めるときは、法第8条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、サービス付き高齢者向け住宅登録簿(様式第7号)に記載して登録するものとする。

- 2 法第7条第3項の登録を受けた者への通知は、様式第8号によるものとする。
- 3 法第7条第4項の基準に適合しない旨の通知は、様式第9号によるものとする。

(登録の拒否の通知)

第6条 法第8条第1項の規定により登録を拒否したときは、市長は様式第10号により、法第6条第1項の規定により登録の申請をした者に通知するものとする。

(登録事項等の変更)

第7条 法第9条第1項の規定による登録事項の変更の届出は、共同省令第16条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書(様式第11号)を市長に提出して行うものとする。

(登録簿の閲覧)

第8条 法第6条第1項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって第6条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に代えることができる。この場合における法第10条の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録

されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

(地位の承継)

第9条 法第11条第3項の届出は、様式第12号によるものとする。

(廃業等の届出)

第10条 法第12条第1項、同条第2項の届出は、様式第13号によるものとする。

(登録の抹消)

第11条 法第13条第1項第1号の登録の抹消の申請は、様式第14号によるものとする。

(入居開始の届出)

第12条 登録事業者は、法第6条第1項第13号の居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅について入居を開始しようとするときは、市長にあらかじめ届け出るものとする。

2 前項の届出は、様式第15号によるものとする。

(検査)

第13条 法第24条第1項に規定する検査については、別に定める。

(登録の取消しの通知)

第14条 法第26条第3項の登録事業者であった者への通知は、様式第16号によるものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月20日から施行する。